

平成30年度 コウノトリ翔る但馬まるごと感動市

出店募集要領

1 コウノトリ翔る但馬まるごと感動市の概要

(1) 開催趣旨

但馬の恵まれた自然環境と多様な農林水産物や地場産品などの但馬ブランド、地域づくりに向けた取組みを情報発信するとともに、様々な資源を活用したツーリズムを推進するため、「食・物産・観光」をテーマとした集客・交流空間「コウノトリ翔る但馬まるごと感動市」を開催し、交流人口の一層の拡大を図る。

(2) イベントの名称

平成30年度コウノトリ翔る但馬まるごと感動市

(3) 開催日程

平成30年11月10日（土） 午前10時～午後4時
平成30年11月11日（日） 午前10時～午後3時

(4) 開催場所

全但バス但馬ドーム（豊岡市日高町名色）

(5) 主 催

但馬まるごと感動市実行委員会（構成21団体）

(6) 入場料等

入場料、駐車場料とも無料

(7) 開催規模及び事業内容

- ・出店（展） 120団体見込み
- ・但馬地域の農林水産物、加工品、伝統工芸品等の展示・即売を実施する。
地元農畜水産物を活用した多彩な食文化に基づく料理、ご当地グルメの提供を行うとともに、農林水産業団体、地元食品企業・飲食業者等に対して出店を募り、自慢の食品や物産の展示・販売を行うことで、食と物産を通じた地域の魅力をPRする。

2 出店条件

以下の（1）～（3）の全てを満たす者を出店対象とする。

（1）但馬まるごと感動市の開催趣旨に賛同し、以下の①～③のうちいずれかを満たす者

- ① 但馬地域に所在又は但馬産品を原材料等として利用する農林水産業関係団体、市町等行政団体等
- ② 但馬地域に所在又は但馬産品を原材料等として利用する食品産業関連事業者等、特產品製造・販売事業者等
- ③ その他主催者が適当と認める者

（2）開催日程の両日時（平成30年11月10日午前10時～午後4時及び11日午前10時～

午後3時)とも出店可能である者

(3)以下の①～③のうちいずれかの内容で出店可能である者

- ①但馬地域の農林水産物、特産品、加工食品等の展示即売
- ②但馬地域の農林水産業及び食育に関する体験・PRのための活動
- ③その他主催者が適当と認める者

3 出店申込

出店を希望する団体は、出店希望調書を平成30年8月9日(木)必着(FAX可)で事務局出店担当(朝来農林振興事務所)へ提出する。

なお、出店希望者が多数の場合は、会場の都合上、出店を断る場合がある。

4 出店料

1小間(3.6m×5.4m)あたり 10,000円

※複数の小間で出店される場合は小間数に応じた出店料が必要。

5 出店経費

上記の出店料の他にテント、販売台、コンセント等、使用される設備に応じて追加経費が必要。

(主な出店経費は別表1のとおり) *支払い：開催当日の徴収を予定。

6 出店小間の場所の割当て

主催者が決定の上、後日連絡する。

7 出店の取消

主催者は、出店者が本要領に違反すると認められるときは、出店を取り消すことがある。

なお、これによって生じた損害については、主催者は一切その責任を負わず出店料は返却しない。

8 出店にあたっての留意事項

(1) 食品の出店について

各種食料品、加工品等の販売、試飲食、又は飲食営業行為を行う場合は、豊岡健康福祉事務所への届出等法令上の手続きが必要となる。

本イベントに係る(「飲食店営業」、「喫茶店営業」及び「菓子製造業」関係)は主催者で行なうが、臨時出店届以外の許可(「魚介類販売業」等)が必要な商品を扱う場合は、出店者が手続きを行うこと。

なお、豊岡健康福祉事務所の指示により、販売にあたって条件が付く場合や販売が認められない場合がある。(個別の可否については、「出店希望調書」及び後日配布予定の「食品衛生に関する調べ」の内容に基づき豊岡健康福祉事務所との協議後に連絡する)。

(2) 酒類の試飲・販売について

酒類の試飲・販売は「地元の特産物のPR」という趣旨に沿った場合に限る。

○酒類そのものが地元の特産物である場合

○特産物のPRのために酒類を提供する場合

また、会場内での酒類の販売については、豊岡税務署への届出が必要。税務署の判断により認められない場合がある。

なお、飲酒運転の防止や未成年者の飲酒防止のため、試飲・販売に際しては自動車等の運転の有無や年齢の確認を徹底すること。

(3) 持ち込み禁止物品について

出店者は、次に掲げる物品の持込みはできない。

- ① 発火又は引火しやすいもの
- ② 著しい火炎、煙等を発するもの
- ③ 著しい音響、振動、塵埃、悪臭を発するもの
- ④ 接触又は接近することにより、事故を起こすおそれがあるもの
- ⑤ 出店会場を汚染、損傷するおそれがあるもの
- ⑥ その他、主催者が不適当と認めるもの

(4) 開催の中止について

悪天候等により災害等が懸念される場合、急きよ開催を中止することがある。

その際、主催者は、中止に伴う一切の責任は負わない。

(5) その他

環境に配慮し、ゴミの分別回収に協力すること。

火気を利用する場合には、各出店者において消火器を持参すること。

コードリール等の延長コードが必要な場合は各出店者で用意すること。

9 その他

- (1) 備品等は、提出された出店希望調書に基づき主催者で準備するが、出店希望調書提出後の追加はできない。
- (2) 一夜干し、会場での餅つきやその餅の販売等許可できない食品を取り扱われる事態が見受けられるので、食品に関する事故防止の観点から、出店者一人ひとりがルールを守ること。
- (3) 出店物の搬入・搬出や食品の取り扱いなど詳細な注意事項については、別途通知する。

(申込・問い合わせ先)

〒669-5202 朝来市和田山町東谷 213-96

但馬まるごと感動市実行委員会事務局出店担当

(但馬県民局朝来農林振興事務所農政振興課内)

TEL 079-672-6878 (直通)

FAX 079-672-0505

別表1 (主な出店経費)

	仕 様	価格の目安 (昨年度の実績)	備 考
出店料	2間×3間のエリア	10, 000円	
テント (小間に設置)	2間×3間のテント	11, 000円	調理・飲食品の販売・試飲食を行う場合
販売台	幅45cm	1, 000円	クロス付き
	幅60cm	1, 100円	長さ180cm 高さ75cm
システムパネル	幅90cm 高さ210cm	2, 400円	
い す	丸いす	100円	
	パイプいす	200円	
コンセント	1, 500w	7, 000円	使用器具1,500Wあたり1個

※飲食営業行為に必要な火器類（ガスボンベ、コンロ等）は各自でお持ち込みください。

※最終単価は、数量把握後の入札により決定し、後日通知します。

※販売台、いす、看板等は各自でお持ち込みいただいてもかまいません。テントは主催者が定める業者が設営します。自らがテントを設営することはできません。

※火気を利用する場合には、各出店者の方で消火器を持参してください。

※コードリール等の延長コードも各出店者で用意願います。